

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
				夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	介護・看護職 員の員数が基 準を満たない 場合 又は 又は	常勤のユニッ ト毎に配置 していない等ユ ニットのケアに おける体制が未 整備である場 合	共生型介護予 防短期入所生 活介護を行う場 合	生活相談員配 置等加算	生活機能向上 連携加算	機能訓練体 制加算	個別機能訓 練加算	認知症行動 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対 して送迎を 行う場合		
イ 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型介護予防短期入所 生活介護費 <従来型個室>	要支援1 (466 単位)														
		(二) 単独型介護予防短期入所 生活介護費 <多床室>	要支援2 (579 単位)														
	(2) 併設型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型介護予防短期入所 生活介護費() <従来型個室>	要支援1 (438 単位)														
		(二) 併設型介護予防短期入所 生活介護費() <多床室>	要支援2 (545 単位)														
ロ ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費() <ユニット型個室>	要支援1 (345 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100											
		(二) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (662 単位)														
	(2) 併設型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費() <ユニット型個室>	要支援1 (314 単位)														
		(二) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援2 (638 単位)														
ハ 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																	
ニ 認知症専門ケア加算				(1) 認知症専門ケア加算() (1日につき 3単位を加算)													
				(2) 認知症専門ケア加算() (1日につき 4単位を加算)													
ホ サービス提供体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算()イ (1日につき 1.8単位を加算)													
				(2) サービス提供体制強化加算()ロ (1日につき 1.2単位を加算)													
				(3) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)													
				(4) サービス提供体制強化加算() (1日につき 6単位を加算)													
ヘ 介護職員処遇改善加算				(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 83 / 1000)													
				(2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 60 / 1000)													
				(3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 33 / 1000)													
				(4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の90 / 100)													
				(5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + (3)の80 / 100)													
介護職員等特定処遇改善加算				(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 27 / 1000)													
				(2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)													

「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目